

別紙1(要求水準書)

①	遊具は、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
②	設計、施工にあたっては、最新の山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従うこと。
③	製品を設置後2年間（木部の腐朽に関するものは5年間）、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
④	木材はJAS A9002に基づく木材保存剤の加圧注入を行い、AQ（優良木質建材等認証制度）1種の性能区分を有した防腐処理剤を使用すること。
⑤	遊具等の材料は、大平山の気象条件を考慮し、腐食しにくく、耐久性に優れたものを採用すること。
⑥	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。
⑦	遊具の周囲にはセーフティーマット等必要な安全施設を設置すること。
⑧	遊具の対象年齢、遊び方、注意事項に関する情報が入った看板を設置すること。
⑨	『山』、『展望』、『自然』のテーマやコンセプトを反映させること。
⑩	遊具等に使用する木材については、原則、大平山間伐材を使用すること。 ただし、監督員との協議により県内産、国内産等の使用も可とする。
⑪	各年度毎に遊具を1基以上設置すること。 ⑧も含む。
⑫	Aゾーンに東屋を1棟以上設置すること。
⑬	ロープウェイ遊具を設置すること。
⑭	遊具の設置についてはB、C、Dゾーンを基本とする。 なお、砂場の設置は不可とする。

別紙2(施工条件書)

①	施工時間帯は、9時00分から17時までとする。(土曜日、日曜日を除く) ※管理者が認める場合はこの限りではない。
②	公園内にある全ての既設遊具について、撤去・更新を可能とする。
③	受注業者は契約後に実施設計を完了させ、その内容(構造計算を含む。)について発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。
④	工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
⑤	受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
⑥	工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他)に整理し、工程の過程が容易に把握出来る様にすること。
⑦	土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
⑧	遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等)および竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。 木材の防腐処理証明書を提出すること。
⑨	施設設置に伴う建設発生土は、「残土処理場に関する届」を監督職員に提出し、山口県が承諾している民間残土処分場で適正に処分すること。
⑩	構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
⑪	工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、受注業者により補修等行うこと。
⑫	建築確認申請手続き等の諸手続きは受注業者により行うこと。(費用を含む)
⑬	遊具の完成予想図や整備状況について、ホームページ等で随時PRを行うため、資料作成、準備等に協力すること。
⑭	令和9年3月末までにオープニングセレモニーを実施する予定であるため、資料作成、準備等に協力すること。